

離婚したときの手続き

2019年4月作成
港南区役所

◇離婚したときの区役所での主な手続きのご案内です
◇各手続きの詳細については、担当窓口にお問い合わせください

手続きが必要な場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
離婚届を提出する	離婚届(協議離婚) ▽届出書には、成年の証人2人の署名・押印が必要です	<input type="checkbox"/> 離婚届(離婚する双方の署名・押印があるもの) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(本籍地が横浜市の方は必要ありません) <input type="checkbox"/> 夫・妻双方の印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 本人確認資料(運転免許証など) ^{※1}	2階 20番 戸籍課 戸籍担当 847-8331
	離婚届 (調停離婚又は裁判離婚)	<input type="checkbox"/> 離婚届 <input type="checkbox"/> 調停調書の謄本(調停離婚)または 裁判の謄本及び確定証明書(裁判離婚) <input type="checkbox"/> 申し立てを行った夫又は妻の印鑑(朱肉使用)	
	▽申し立てを行った夫又は妻が、和解・調停成立、認諾又は裁判確定の日から10日以内に離婚届を提出してください。		
離婚後も姓を変えず、結婚中の姓を使いたい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 (本人の署名・押印があるもの) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(本籍地が横浜市の方は必要ありません) <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉使用)	<input type="checkbox"/> 離婚の際に称していた氏を称する届 (本人の署名・押印があるもの) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(本籍地が横浜市の方は必要ありません) <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉使用)	2階 21番 戸籍課 登録担当 847-8335
▽離婚届と同時に又は、離婚の日から3か月以内に提出してください。			
▽離婚に伴って住所を異動する場合は、「引っ越しの手続き」をご覧ください。			
離婚した夫婦の住民票を別世帯にする	住民異動届(世帯分離)	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料 ^{※1}	2階 21番 戸籍課 登録担当 847-8335
離婚により扶養関係に変更がある場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
厚生年金加入者の被扶養配偶者(3号)であった方	国民年金被保険者資格取得・異動届(申出書)	<input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 社会保険資格喪失証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認資料 ^{※1}	2階 26番 保険年金課国民年金係 847-8421
配偶者の健康保険の被扶養家族であった方が、横浜市国民健康保険に加入する場合	国民健康保険資格取得届	<input type="checkbox"/> 社会保険資格喪失証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認資料 ^{※1} <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉使用)	2階 24番 保険年金課保険係 847-8425
離婚により氏名変更した場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
氏名変更前の旧姓で印鑑登録をしている(姓ではなく名だけの印鑑で登録していた場合を除く)	印鑑登録は自動的に抹消されます。新しい印鑑で登録するには新たに印鑑登録申請が必要ですので、詳細はお問い合わせください。		2階 21番 戸籍課 登録担当 847-8335
マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っている(氏名変更の場合)	表面記載事項変更届	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カード	
電子証明書の発行を受けている(氏名変更の場合)	これまでの電子証明書は失効します。改めて電子証明書の発行申請をする場合はお問い合わせください。		
国民年金に加入している(まだ受給していない)	氏名変更届	<input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 本人確認資料 ^{※1}	
国民年金を受給している	年金受給権者氏名変更届 ^{※2} ▽提出先は年金事務所です。(届出用紙は区役所にあります)		
右欄の被保険者証、手帳、受給者証等を持っている場合には、氏名変更届がそれぞれ必要です	横浜市国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証		2階 24番 保険年金課保険係 847-8425
	後期高齢者医療被保険者証、重度障害者医療証		2階 23番 保険年金課給付担当 847-8423
	身体障害者手帳 [◎] 、療育手帳 [◎] 、精神保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院医療)／(更生医療) ▽◎印について対象者が18歳未満の場合は、4階40番子ども家庭支援課847-8457です		4階 41番 高齢・障害支援課 847-8459
	指定難病(特定疾患)医療受給者証		4階 41番 高齢・障害支援課 847-8454
	小児慢性特定疾病医療受給者証、育成医療受給者証		4階 40番 子ども家庭支援課 847-8410
医師、看護師、薬剤師、調理師等の免許証を持っている	本籍訂正・免許証書換交付申請、名簿訂正申請	お問い合わせください。	5階 52番 生活衛生課食品衛生係 847-8442
予防接種券を持っている	手続きは必要ありません。氏名・住所が印字された予診票をお持ちの方は、二重線で修正の上、対象年齢期間中であれば、横浜市民に限り、そのままお使いいただけます。		5階 53番 福祉保健課健康づくり係 847-8438
犬を飼っている	飼い犬の登録事項変更届	お問い合わせください。	5階 51番 生活衛生課環境衛生係 847-8445
125cc以下のバイクを持っている	原動機付自転車登録変更(氏名変更)の届出	<input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料 ^{※1}	3階 3番 税務課 847-8356

※1 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付)。その他については、電話等で必ず確認してください。

※2 日本年金機構に、個人番号が登録されている年金受給者は、届出を省略できます。

【裏面に続く】

子どもがいる方が離婚した場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
▽離婚届を出しただけでは子どもの戸籍は異動しません(氏は変更しません)。子どもの戸籍の異動・氏の変更については、届出の際に担当窓口にお問い合わせください。			2階 20番 戸籍課戸籍担当 847-8331
小児医療費助成を受けている子の保護者を変更する。または加入している健康保険を変更する (ただし、ひとり親家庭等医療費助成を受ける場合を除く)	小児医療保護者変更届 小児医療加入保険変更届	<input type="checkbox"/> 小児医療証 <input type="checkbox"/> 新しい健康保険証	2階 23番 保険年金課 給付担当 847-8423
児童手当を受給する保護者を変更する	新たに受給者になる方による請求手続き	<input type="checkbox"/> 請求者の印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 請求者名義の銀行預金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の健康保険証の写し <input type="checkbox"/> マイナンバーの分かるもの ▽別途必要な書類を案内する場合があります。	4階 40番 こども家庭支援課 847-8410
特別児童扶養手当を受給する保護者を変更する	新たに受給者になる方による請求手続き	家庭状況により必要書類が異なります。詳細はお問い合わせください。	4階 40番 こども家庭支援課 847-8457
母子・父子家庭になった場合 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で中程度の障害のある児童を養育している父または母)	児童扶養手当の請求 (所得制限があります)	家庭状況により必要書類が異なります。詳細はお問い合わせください。	4階 40番 こども家庭支援課 847-8498
子どもを認可保育所等(1号認定幼稚園、横浜保育室含む)に預けている	認定変更手続き (世帯・保護者等の変更)	状況によって異なりますのでお問い合わせください。	4階 40番 こども家庭支援課 847-8498
ひとり親家庭になった場合 (ひとり親家庭とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、20歳未満で中程度の障害のある児童又は20歳未満で高等学校等に在学中の児童を養育している父子家庭又は母子家庭のことをいいます。右の各行政サービスを受けるには保護者の所得制限があります)	ひとり親家庭等医療費助成の申請 (対象者には横浜市 親 福祉医療証が交付されます) 水道料金基本料金相当額減免申請書用紙をもらう	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書(母子家庭の場合) <input type="checkbox"/> 前々年分所得証明書(母子家庭以外の場合) <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (児童扶養手当証書を持っていない方の場合) <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉使用) ▽水道料金の詳細については水道局お客さまサービスセンター(847-6262)にお問い合わせください。 ひとり親医療費助成の対象となると、小児医療費助成の対象外になりますので、小児医療証をお持ちの場合は返却してください。	2階 23番 保険年金課 給付担当 847-8423
福祉保健に関することを相談したい	暮らしのこと、子どものこと等について、ソーシャルワーカーと保健師が総合的に相談に応じます。	粗大ごみ処理手数料減免申請は、粗大ごみ受付センター(0570-200-530、IP電話・PHSは330-3953)にお問い合わせください。	4階 40番 こども家庭支援課 847-8457
ひとり親家庭等への「修学資金」などの貸付けを受けたい	母子父子寡婦福祉資金	詳細はお問い合わせください。	5階 50番 福祉保健課 運営企画係 847-8432
地域の民生委員・児童委員に相談したい	お住まいの地域の民生委員・児童委員及び主任児童委員が、生活上の悩みや子どもの問題について相談に応じています。		

被爆者健康手帳・被爆者のこども健康診断受診者証等を持っている方は、5階53番 健康づくり係(847-8438)にお問い合わせください。

区役所以外の主な手続き

国民年金・国民健康保険以外の社会保険関係(氏名・住所変更、扶養関係、厚生年金・共済年金の離婚分割等)については、勤務先や年金事務所または全国健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。

■氏名変更・住所変更した場合

項目	主な問合せ先	項目	主な問合せ先
公共料金(電気・ガス・水道等)	各事業者の営業所など	預貯金	預入金融機関
電話(NTT、市外電話サービス)	最寄りの電話局、市外電話サービス業者	株式	会社、信託銀行、証券会社等
NHK受信契約	0570-077-077(ナビダイヤル)	パスポート	パスポートセンター(045-222-0022)
クレジットカード	クレジット会社	運転免許証	最寄りの警察署(港南区は港南警察署842-0110)
生命保険	各生命保険会社	自動車	陸運支局事務所(普通自動車、125cc超二輪車)、軽自動車協会(軽自動車)、自動車保険は保険会社
簡易保険	東京簡易保険事務センター		
不動産	地方法務局(港南区は栄出張所(895-3071))		

▽手続きの際に、住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)などが必要になる場合があります。提出先に「誰の」「どんな証明」が必要かを確認の上、証明書を請求されるようにお願いします。

▶ 代表的な項目について掲載しています。必要な手続きは各々違いますので、各窓口にお問い合わせください。